金沢港シンボルマーク使用基準

　石川県（以下、「県」という。）において作成した、金沢港シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）の適正な使用を確保するため、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第１条　シンボルマークは、金沢港の魅力を広く発信し、「海」、「港」、「船」への関心を高め、金沢港利用に対する県民の機運を高めることを目的として使用するものとする。

（シンボルマークの使用）

第２条　シンボルマークは、県が使用するほか、県が承認した者が、金沢港の振興に係るポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物や看板などに使用できるものとする。

（表示）

第３条　シンボルマークの表示は、別に定めるシンボルマーク使用マニュアルデザインシートのとおりとする。

（使用料）

第４条　シンボルマークの使用料は、無料とする。

（使用の申請）

第５条　第２条の規定に基づき、県の承認を得てシンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ県に使用を申請し、承認を得るものとする。

（事故、苦情等の処理）

第６条　シンボルマークの表示に関する事故または苦情等が発生した場合は、シンボルマーク使用者が誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講ずるものとし、県はその責めを負わないものとする。

（適正使用の確保）

第７条　県は、シンボルマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、または検査を行うことができるものとする。

（使用の中止）

第８条　県は、シンボルマーク使用者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、シンボルマークの使用を中止させるものとする。シンボルマークの使用の中止により直接または間接に生じた損害については、当該シンボルマーク使用者が自ら負担するものとする。

（１）第３条により定める使用マニュアルの規定に反して表示した場合

（２）第６条の規定による必要な措置を講じなかった場合

（３）県の信用又は品位を害するものと認められる場合

（４）第三者の利益を害するものと認められる場合

（５）主として特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとする場合

（６）不当な利益をあげるために利用しようとする場合

（７）その他、県が不適切な使用と判断する場合

（請求権の放棄）

第９条　シンボルマーク使用者が前条の規定により使用の中止の指示を受けたことによって損害を被ったとしても、シンボルマーク使用者は県に対する一切の請求権を放棄するものとし、何らの賠償請求をすることはできない。

（シンボルマークに関する権限）

第１０条　シンボルマークに関する一切の権限は、県に帰属するものとする。

（その他）

第１１条　シンボルマーク使用者は、この基準に定めるもののほか、シンボルマークの使用にあたり疑義が生じた事項については、適宜、県と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附則

この使用基準は、令和２年１１月３０日から施行する。